

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社 P C T 東京教習所
登録教習機関の住所	東京都江東区新砂 1-10-17
代表者の氏名	所長 横山 尚永
事務所の名称	株式会社 P C T 東京教習所
事務所の所在地	東京都江東区新砂 1-10-17
登録番号及び行うことができる技能講習	衛第 103 号 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
登録年月日	令和 6 年 4 月 30 日
登録の有効期間の満了日	令和 11 年 4 月 29 日

令和 6 年 4 月 30 日

東京労働局長

